

川越市斎場 火葬炉排ガス測定結果（平成30年度2回目）

川越市斎場では、火葬における燃焼管理や周辺環境への影響を確認するため、定期的に火葬炉の排ガス測定を実施しています。このたび、平成30年度2回目の測定結果がまとまりましたので、お知らせします。

測定時期：平成31年1月22日～1月25日

測定場所：川越市斎場排気筒(排ガス測定口)

測定内容：排ガス濃度(排気筒出口)は、ばいじん、硫酸酸化物、窒素酸化物、塩化水素、一酸化炭素、ダイオキシン類の6物質を測定しました。
また、参考として、水銀、クロムの2物質も測定しました。臭気は、排気筒出口及び敷地境界で測定しました。

測定方法：「火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針」及びJIS(日本工業規格)等に準拠

測定結果：ダイオキシン類等自主基準を設定した有害物質の項目については、全ての測定値が自主基準を満たしました。

なお、人間の嗅覚を用いて「におい」の程度を数値化した臭気指数については、2系列で自主基準値を超過しましたが、斎場の敷地境界で測定した臭気指数ではすべて不検出であったことから、斎場火葬炉の周辺への影響はなかったものと考えます。全測定値の平均では22.71となり、自主基準の数値以下でした。火葬炉の運転については、引き続き燃焼管理に努めてまいります。

※自主基準値：火葬炉は、法令等による排ガス濃度の規制基準がないため、火葬場に関する国のガイドライン・指針、類似施設の法令基準及び他市の状況を参考に、市が自主的に各物質の排出濃度について、目標値を設定したものです。なお、ダイオキシン類については、国の「火葬場から排出されるダイオキシン類対策指針」で示された値の10分の1の値を目標値として設定しています。

測定機関：ユーロフィン日本環境(株)

<排ガス>

測定項目	自主基準値	A系列	B系列	C系列	D系列	E系列	F系列	動物炉
		2号炉単独運転	3・4号炉重複運転	6号炉単独運転	8号炉単独運転	9・10号炉重複運転	11・12号炉重複運転	
ばいじん	0.03 g/Nm ³ 以下	0.007未満	0.006未満	0.006未満	0.006未満	0.007未満	0.007未満	0.006未満
硫酸酸化物	30 ppm以下	1	1	2	2	1	2	1未満
窒素酸化物	250 ppm以下	83	120	130	120	100	120	39
塩化水素	150 ppm以下	6	18	6	12	13	12	6未満
ダイオキシン類	0.1 ng-TEQ/Nm ³ 以下	0.00071	0.00042	0.044	0.0081	0.0020	0.00057	0.0018
一酸化炭素	90 ppm以下	7未満	6未満	7未満	6未満	7未満	7未満	6未満
臭気指数	24(動物炉 27)以下	26	23	24	22	22	28	14
敷地境界	10以下	※ 排ガス測定期間中、1日1回、火葬炉稼働数が多い時間帯に測定した結果、いずれも10未満でした。						

【参考】	水銀	— μg/Nm ³ 以下	7.6	19	2.0未満	2.0未満	2.6	4.5	3.5
	クロム	— mg/Nm ³ 以下	0.033未満	0.030未満	0.030未満	0.030未満	0.035未満	0.033未満	0.029未満

- 備考
- ・A系列～F系列は、火葬炉の排気設備を指します。火葬炉(人体炉)は、2炉に1基の排気設備を設置しています。
 - ・Nm³は気体容量の単位で、ノルマル立方メートルと読み、1Nm³は標準状態(0℃、1気圧)における1m³を示します。
 - ・表中の数値は、火葬平均値で、硫酸酸化物を除き酸素濃度12%に換算した値です。(硫酸酸化物は、自主基準値・測定値ともに実測値です。)
 - ・1mgは0.001g、1μg(マイクログラム)は0.001mg、1ng(ナノグラム)は0.001μgです。ppmは濃度の単位で、1ppmは排ガス1m³に物質が1ml(百万分の一)含まれます。
 - ・ダイオキシン類の単位にあるTEQは毒性等量のこと、ダイオキシン類に該当する物質は毒性の大きさがいろいろあるため、それぞれの量を毒性が最も大きい 2,3,7,8-TCDD(テトラクロロダイオキシン)の量に毒性の大きさに換算し、合計した量で表します。
 - ・クロムは、有害物質である六価クロムの排ガス測定方法が確立されていないため、六価クロムを含むすべてのクロム化合物として測定しています。ばいじん中の値です。
 - ・水銀・クロムの自主基準値は設定していませんが、参考の基準値としては、水銀50μg/Nm³以下(大気汚染防止法)、クロム0.25mg/Nm³以下(東京都環境確保条例<実測値>)があります。
 - この、水銀の排出基準については、他の排出基準とは異なり、埼玉県水銀規制パンフレットでは「健康被害を防止するというよりも、環境中を循環する水銀の総量を地球規模で削減するという観点から水銀等の大気排出量をできる限り抑制すべく設定されています。排出基準を超える水銀が排出されたとしても直ちに地域住民に健康被害を生じるものではありません。」とあります。市では、参考基準値の10倍以上の濃度の水銀が継続して排出される場合に、周辺への影響の可能性があると考えています。
 - ・動物炉は火葬時間が短いことから、試料量を確保するため連続する2火葬で試料を採取して1試料としています。
 - ・動物炉については埼玉県生活環境保全条例の排ガス基準が適用されますが、自主基準値は、条例の基準値よりも厳しい数値を設定しています。